

さいたま市教育委員会告示第8号

さいたま市文化財保護条例（平成13年さいたま市条例第137号）第39条第1項の規定により指定した次の表左欄に掲げるさいたま市指定記念物について、その指定種別を同表右欄のとおり改める。

令和8年4月28日

さいたま市教育委員会教育長 竹 居 秀 子

1 種別変更したさいたま市指定文化財

左欄		右欄	
種別	名称	種別	名称
史跡	郷学馱穀堂の碑	有形文化財 (歴史資料)	郷学馱穀堂の碑

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課文化財保護係
- (2) 電話 048(829)1723